

# 岡崎市総合教育会議事務要領

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 会議（第2条・第3条）
- 第3章 会議録（第4条・第5条）
- 第4章 傍聴（第6条～第11条）
- 附則

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この総合教育会議事務要領は、岡崎市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 会議

（会議）

第2条 会議の招集は、市長があらかじめ、開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事件を教育委員会の教育長及び各委員に通知して行う。

2 会議は、市長並びに教育委員会の教育長及び全ての委員の出席を基本とするが、緊急の場合には市長及び教育長のみで会議を開くこともできる。

3 前号の場合、教育長は、会議の結果を教育委員会の各委員に報告するものとする。

4 会議の庶務を処理する総合政策部企画課の職員のうち、市長の指定した者は、会議に出席することができる。

（会議の非公開）

第3条 会議を非公開とする必要があると会議が認めるときは、この会議の議決をもって非公開とすることができる。

### 第3章 会議録

（会議録の記載事項）

第4条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 会議構成員の出席及び欠席者の氏名
- (3) 説明のために出席した事務職員の職氏名
- (4) 議題及び議事の内容
- (5) その他会議において必要と認めた事項

（会議録の作成）

第5条 会議録は、第2条第4項の規定により指定された職員が作成する。

### 第4章 傍聴

（傍聴の手續）

第6条 会議を傍聴しようとする者は、住所及び氏名を傍聴人名簿に記入しなければならない。

（傍聴人数の制限）

第7条 市長は、必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

（傍聴できない者）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が傍聴を不適當と認めた者

(傍聴人の行為の制限)

第9条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等をする事。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 会議の内容を記録すること(市長の許可を受けた場合を除く)。
- (5) 会議の妨害になるような挙動をすること。

(違反に対する措置)

第10条 市長は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

(非公開となった場合の傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、会議が非公開の議決をしたときは、直ちに退場しなければならない。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。